

肥料価格高騰対策事業にかかる本申請について（ご案内）

令和 5 年 6 月吉日
J A 信州うえだ 営農経済部

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、J A 事業に対し、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、国及び県では肥料価格が高騰するなか、販売農業者の支援のため「肥料価格高騰対策事業」を実施しており、当 J A としては、支援が十分に得られるよう組合員の伴走支援をしております。

つきましては、事業内容等をご確認いただき、事業に参加される方は申請書類を作成・整備いただき、期限までに書類の提出をお願い致します。

記

1. 肥料価格高騰対策事業の概要

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む販売農業者の肥料費を支援する国及び県が実施する事業です。

(1) 支援の対象者

化学肥料の使用量を 2 割以上削減に向けて取り組む販売農業者

(2) 支援の対象となる肥料

令和 4 年 6 月から令和 5 年 5 月に購入した肥料（昨年秋肥と本年春肥として使用する肥料）が対象です。

(3) 支援の内容

化学肥料低減の取組を行ったうえで、前年度から増加した肥料費について、その 7 割を国が、1 ～ 3 割を県が支援金として交付します。

なお、県の支援割合は化学肥料の削減割合に応じて変わります。

- ・ 化学肥料 2 割削減に取り組む農業者：合計 8 割支援
- ・ 信州の環境にやさしい農産物認証認定農業者：合計 9 割支援
- ・ 有機農業実践者(有機 J A S 認証又は環境直払)：合計 10 割支援

$$\text{支援金} = \{ \text{「当年の肥料費」} - (\text{「当年の肥料費」} \div \frac{1.4}{\text{価格高騰率}} \div 0.9) \} \times 0.8 \text{or} 0.9 \text{or} 1.0$$

【シミュレーション】

仮定) 化学肥料 2 割削減に取り組む (「土壌診断による施肥設計」及び「堆肥の利用」)
販売農業者で、対象期間の肥料購入費が 1 万円 (税込) の場合

$$\begin{aligned} \text{支援金} &= (10,000 - (10,000 \div 1.4 \div 0.9)) \times 0.8 \\ &= \underline{\underline{1,650 \text{ 円}}} \end{aligned}$$

(4) 重要事項について

①振込手数料の控除

・J A では、国からの支援金の入金の際に支援金から振込手数料などの事務手数料を差し引きます。

②実績報告書の提出

・令和 5 年 12 月、令和 6 年 3 月及び令和 6 年 12 月に「実績報告書」を J A を通じて国や県に提出する義務があります。

③書類の保存

・化学肥料の使用量の低減に向けた取り組みを行い、取組内容がわかる書類等 (土壌診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等) を令和 10 年度末まで保管する義務があります。

④調査への協力

・国や県、協議会からの依頼に基づき現地確認が行われる際には協力をお願いします。

2. J A による伴走支援について

当 J A においては、国及び県が実施する「肥料価格高騰対策事業」の支援が十分に得られるよう「当 J A から肥料を購入された組合員」を対象に伴走支援を行います。

(※ J A 以外の商系から購入された肥料分の申請はお断りし、別途購入先から申請をお願いします。)

3. 申請方法

(1) H P 掲載資料

- ア) 「化学肥料低減計画書」(様式第 1-3 号)
- イ) 「肥料価格高騰対策事業申請に係るチェックリスト」(県別紙様式 1)
- ウ) 「支援金振込口座申請書」
- エ) 「肥料購入明細書」

オ)「申請書類の記載方法について」

カ)「取組メニューの具体的内容と保存書類について」

(2) 作成・整備し、提出いただきたい申請書類

上記ア)～エ)について、オ)「申請書類の記載方法について」を参照のうえ作成下さい。

①：ア)「化学肥料低減計画書」(様式第 1-3 号)

②：イ)「肥料価格高騰対策事業申請に係るチェックリスト」(県別紙様式 1)

③：ウ)「支援金振込口座申請書」

④：エ)「肥料購入明細書」

⑤：「領収書」または「請求書」

※ 購入日、購入肥料名、購入数量、購入金額がわかるもの。

⑥：「販売証明書」(必要に応じて)

※ JA(直営の直売所を含む)に農畜産物を全く出荷されていない販売農業者においては添付が必要となります。

4. 提出先

申請書類①～⑤を「各地区事業部営農課」又は「営農指導部」へ提出下さい。

5. 提出期限

令和 5 年 6 月 16 日(金) 【期限厳守】

6. 今後のスケジュール

(1) 令和 5 年 7 月 : JA から県協議会への申請

(2) 令和 5 年 9 月 : JA から農業者へ支援金交付予定

(3) 令和 5 年 12 月 : 農業者から JA への実績報告 1(中間報告書)

(4) 令和 6 年 3 月 : 農業者から JA への実績報告 2(実施状況報告書)

(5) 令和 6 年 12 月 : 農業者から JA への実績報告 3(実績報告書)

※ それぞれの実績報告の様式及び記載方法等については、都度、ご連絡申し上げます。

7. その他

ご不明な点がございましたら、各地区事業部営農課又は営農指導部へお問い合わせください。

以 上